

民事手続きによる受信料支払い督促に對抗する

NHK受信料支払い督促の論理

NHK (日本放送協会) の相次ぐ不祥事と、進まない改革に対し、受信料の支払い拒否が止まりません。

報道によると2006年10月現在、不祥事を理由にした不払いが112万件にも上っています。こうした状況に業を煮やしたNHKでは、06年11月以降、東京都内の47世帯1事業所に対して、民事手続

きによる「支払い督促」を行うなうとしています。

日消連には、長年不払いを続けている会員も少なくありませんが、NHKが法的手段に踏み切るなか、不安や疑問が広がっています。そこで今回、そもそも受信料とは何か、支払い拒否の論理、支払い督促の法的意味と対抗手段などについて、NHK受信料支払

い停止運動の会の主張をもとに、まとめてみました。同会には、日消連から富山洋子代表運営委員をはじめ4人が呼びかけ人として名を連ねています。

NHKと視聴者は私的契約関係に過ぎない

多くの視聴者、そして当のNHKすら勘違いをしています。

●放送法

第一条 この法律は、左に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

第三条の二 放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
 - 二 政治的に公平であること。
 - 三 報道は事実をまげないですること。
 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- 第三十二条** 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。

●日本放送協会放送受信規約

第五条 放送受信契約者は (中略) 放送受信料を支払わなければならない。

ですが、受信料の支払いに直接の法的義務はありません。放送法では、受信設備 (テレビ) を設置した者にNHKと受信契約を結ぶことは義務付けていますが、受信

料の支払いまでは義務付けていません。停止運動の会の共同代表である醍醐聰さん (東京大学教授) によれば、1966年、80年と、受信料義務化の改正案が国会に提出され、不成立となつていくことからも、現行法では支払い義務までは定められていないことは明らかです。では、受信料の支払い根拠はいつどこにあるのでしょうか。

停止運動の会では、受信料支払いの直接的根拠は、「日本放送協会放送受信規約」に求められるとしています。この規約は、視聴者とNHKが交わす契約内容を定めたものですが、内容について総務大臣の許可を得ているとは言えず、それは私的契約に過ぎません。つまり、公共放送と言えども、視聴者との関係は、受信料を取る一般のケーブルテレビや各種有料放送と同じだということです。

視聴者とNHKとの関係が私的契約である以上、その契約内容や料金支払い、サービス提供などに問題が生じた



受信料支払い督促への対処法 (抜粋)

NHK受信料支払い停止運動の会

●Q: 受信料を支払わないことで、何らかの制裁があるのですか?

A: 放送法はそのような処分についての規定を設けていませんので、現状では処罰などありません。

●Q: 「支払い督促」とは、どういうものですか?

A: 債権者の申し立てを受けて裁判所が行なう、金銭の請求手続きのことです。しかし、裁判所が申し立てを正しいと認めたわけではありません。

●Q: 「支払い督促」には、どのような効果があるのですか?

A: 請求された側が異議を申し立てなければ、強制執行 (給与や預金の差し押さえなど) ができることになります。民事訴訟法では、督促の書面が相手方に送られてから何の異議申し立てもなく2週間が過ぎると、その書面に書かれた内容で判決を受けたのと同じことになり、しかもその内容を争うことができなくなるのです。

●Q: 「支払い督促」を受けたら、どうすればよいのですか?

A: 2週間以内に異議を申し立てましょう。裁判所から送られてくる「支払い督促」には、必ずこの「異議申し立て」の書面が同封されていますので、これを利用します。この段階では異議申し立ての書面に難しいことを書く必要はなく、とにかく異議があると書くだけでも十分です。異議申し立てをしますと、「支払い督促」は効力を失い、事件は正式な訴訟へと移行します。

きは、民法の規定に基づいて解決されることとなります。このことは、NHKが「支払い督促」という民事手続きを採用していることからわかります。

民法では、こうした契約関係に関して、一方が債務を履行していない場合、他方に債務の履行を拒否する権利が認められています。この場合、視聴者の債務が受信料、NHKの債務が放送サービスの提供に当たります。視聴者の債務に見合ったNHKの債務が

履行されていない場合、視聴者は自らの債務を拒否することと、NHKにあるべき債務の履行を求めることができるというわけです。これを「同時履行の抗弁権」と言います。

まずはじめにNHKの債務不履行がある

つまり、支払い停止運動とは、この抗弁権に基づいた権利行使ということになります。問題はNHKの果たすべき債務とは何かということですが、もしNHKの債務が単に

誰でも見られる放送をするだけなら、この支払い停止運動に根拠はありません。しかし、NHKに求められる放送サービスとは、それだけでしょ

ここで問題になるのが、05年1月に発覚したNHK番組改変問題です(1287号)。これは、「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク主催の「女性国際戦犯法廷」を扱った01年1月の特集番組が、安倍晋三現首相と中川昭一現自民党政務調査会長の指摘によっ

て放送前に改変させられた問題ですが、報道機関に圧力をかけるお二人もさることながら、問題の核心は、そうした番組内容の事前説明を「通常業務の範囲内」「当然の行為」と言っただけからならぬNHKの姿勢にあります。検閲を「当然」と受け入れるメディアに受信料を支払うなど、お金をドブに捨てるのと同じです。

醍醐さんは、そうしたNHKのあり方について、「視聴者の負託に背き、放送法第一条、第三条で定められた放送事業者の根幹的責務が履行されていない状況」としています。つまり、不偏不党で公正な放送、表現の自由の確保、知る権利の保障といった、受信料に見合うNHKの債務が果たされていない限り、「抗弁権を行使することが正当化される(醍醐さん)」というわけです。

見るから支払わない

このように、NHK受信料

支払い停止運動とは、NHKの債務不履行に対して、民法の抗弁権に則り、視聴者も債務履行を停止するものです。停止運動の会では、これを「見るから支払わない」運動だと称し、NHKが検閲を「通常業務」とする見解を撤回し、そうした行為の禁止をNHK倫理・行動憲章に明記することと、改変された特集番組を、改変前後の違いがわかるよう地上波で再放送することの2点が達成されれば、債務履行が回復されたと考え、支払いを再開するとしています。

もちろん、こうした論理だけが正しいわけではなく、それぞれ「支払い拒否の論理」があつていいでしょう。ただし、現行法を前提にした場合、法律論としてはこうした整理が一番筋道が通っているように思われます。

これを参考に、ご自身の「支払い拒否の論理」を組み立ててみて下さい。(吉村)